

更新研修(実務 未経験 者対象)について

【千葉県社会福祉協議会】

1 研修受講対象者

更新研修(実務未経験者対象)は、介護支援専門員証の交付後(又は、前回更新後)にその有効期間が満了するまでの間(5年間)に、介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない方が対象です。

この期間に**実務経験がない**方が対象です。
過去に経験があっても、現在の有効期間内に
経験がなければ実務未経験者となります。

現在の有効期間満了日(5年)

← 研修申込・受講・修了 ⇒ 更新申請(県へ) →

1. 実務経験の有無によって研修実施団体が異なります。(P.1 参照)
2. 有効期間満了日が切れる概ね一年前から受講できます。
3. **2025年(令和7年)3月までに有効期間が満了する方は、令和6年度の受講を検討してください。**

2 研修の開催予定(令和6年度)

(1) 第1回(オンライン研修)

詳細情報のホームページへの掲載時期: 令和6年4月中旬

申込期間: 令和6年5月8日(水)~5月24日(金) ※当日消印有効

実施期間: 令和6年9月上旬~12月下旬

(2) 第2回(集合研修)

詳細情報のホームページへの掲載時期: 令和6年6月中旬

申込期間: 令和6年7月10日(水)~7月26日(金) ※当日消印有効

実施期間: 令和6年10月下旬~令和7年1月下旬

3 申込み方法

千葉県社会福祉協議会のホームページをご確認のうえお申し込みください。

千葉県社会福祉協議会ホームページ【<http://www.chibakenshakyo.com/>】



↓こちらをクリックしてご確認ください。



4 送付先・問合せ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 社会福祉研修センター

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター5階

TEL 043-204-1610